

## 大阪市告示第897号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和6年6月27日

大阪市長 横山英幸

### 1 路線及び指定する道路の区間

道路名	起点	終点
指定市道 此花区第2013-01号線	大阪市此花区 島屋6丁目436番	大阪市此花区 島屋6丁目436番
指定市道 福島桜島線	大阪市此花区 北港1丁目646番	大阪市此花区 北港1丁目646番
一般国道 国道423号	大阪市淀川区 宮原1丁目6番10地先	大阪市淀川区 東三国2丁目38番4地先
指定市道 歌島豊里線	大阪市淀川区 新高1丁目4番9地先	大阪市淀川区 宮原1丁目6番10地先
一般国道 国道176号	大阪市淀川区 新高3丁目511番7地先	大阪市淀川区 新高1丁目4番9地先
指定市道 福町筋線	大阪市大正区 鶴町1丁目111番	大阪市大正区 鶴町5丁目101番
指定市道 大正区第8901号線	大阪市大正区 鶴町5丁目101番	大阪市大正区 鶴町5丁目105番
指定市道 大正区第8901号線	大阪市大正区 鶴町5丁目105番	大阪市大正区 鶴町5丁目106番

指定市道 西福橋通線	大阪市大正区 鶴町 5 丁目 106 番	大阪市大正区 鶴町 3 丁目 100 番
指定市道 西福橋通線	大阪市大正区 鶴町 3 丁目 100 番	大阪市大正区 鶴町 3 丁目 131 番

2 指定する期日

令和 6 年 7 月 1 日

(建設局道路河川部調整課)